

行政訴訟の結果について（報告）

令和6年1月22日に広島地方裁判所において判決の言渡しが行われた呉市が被告となっていた行政訴訟について、原告が控訴期限までに控訴しなかったため、当該判決が確定しました。

1 事件番号等

令和5年（行ウ）第17号 慰謝料請求事件

2 原告

呉市外在住の個人

3 管轄裁判所

広島地方裁判所

4 提訴年月日

令和5年2月26日（訴状送達年月日 同年5月15日）

5 事件の概要

原告は、「呉市は、原告からの戸籍の附票の開示請求に対し、支援措置が適用されているとして開示をしなかった。また、原告からの支援措置申請書類に対する情報開示請求についても、存在の有無を明らかにしなかった。呉市の支援措置により、原告は、加害者として認定され、また、呉市に支援措置を改めることを求めても見直されず、加害者として扱われていること自体により、原告は耐え難い精神的な苦痛を被っている。」などと主張し、呉市に対し、原告に対する支援措置の適用の解除並びに原告の配偶者の申請による支援措置を適用し続けたことによる原告への名誉毀損その他の権利侵害及び原告の再三の主張にもかかわらず、原告を加害者として認定し続けていることによる精神的傷害に対する慰謝料として、金員160万円及びこれに対する支援措置適用日から年3分の割合による金員の支払を求め、提訴したものです。

6 判決主文

- (1) 本件訴えのうち、支援措置の解除を求める部分を却下する。
- (2) 原告のその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は原告の負担とする。

7 判決の要旨

- (1) 支援措置は、戸籍の附票の写しの請求を拒むこと等を内部的に決定することなどを内容とする住民基本台帳事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）上の運用にすぎず、支援措置によって支援措置上の加害者に何らかの法的権利義務が生じるものではないし、親子のつながりを保ち続けるなどの利益を法的に制限するものでもない。したがって、支援措置の実施は、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものとはいえないことから、支援措置は「処分」に当たらず、本件訴えのうち支援措置の解除を求める部分は不適法である。
- (2) 支援措置に係る事務処理要領が明らかに法令の解釈を誤っているといった特段の事情は認められない。
- (3) 呉市長は、支援措置申出書の写しの送付を受けて、最初に当該支援措置の申出を受けた市町村長が支援の必要性を確認したことをもって支援の必要性を確認したこととしており、事務処理要領が定める手続に従って支援措置を実施したということができるので、国家賠償法上の違法があったと評価することはできない。
- (4) 支援措置の必要性について、専門性（あるいは客観性）のある警察等の関係機関の意見等を聴取しているところ、迅速性が求められるDV等の被害者の保護制度においては、加害者とされた者の主張等を聴取する代替手段として必要にして十分な措置が取られているというべきであり、原告の配偶者の一方的な主張のみをもって原告をDV等の加害者と認定しているわけではない。
- (5) 支援措置の実施に当たり、「加害者」欄に記載されている者から意見を聴取すれば、支援措置の申出を行った市町村が「加害者」欄に記載されている者に知られることになり、これにより、DV等の加害者が被害者の所在を知る契機を与えることにもなりかねず、DV等の被害者の保護という支援措置の目的を達成できなくなるおそれがあるため、支援措置上の加害者の意見を聴取しないことをもって、支援措置の制度及び本件支援措置の実施が不合理であるとはいえない。